

平成 2 8 年

第 2 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

平成 2 8 年 1 0 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成28年第2回西秋川衛生組合議会  
定 例 会

10月24日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番 合川 哲夫議員	2 番 山根トミ江議員
3 番 天野 正昭議員	5 番 中嶋 博幸議員
6 番 増崎 俊宏議員	7 番 折田真知子議員
8 番 嘉倉 治議員	9 番 清水 浩議員
10 番 清水 満男議員	11 番 中村 賢次議員
12 番 原島 幸次議員	13 番 宮野 亨議員
14 番 澤本 幹男議員	

欠席議員（ 0名）

出席説明員

管 理 者	澤井 敏和君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
会計管理者	角田 一君
あきる野市環境経済部生活環境課長	山本 淳史君
日の出町生活安全安心課長	濱中 修君
檜原村産業環境課長	坂本 政人君
奥多摩町住民課長	天野 成浩君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	田中 昭二君
管理係長	天野 博明君

庶務係長

乙訓 茂君

平成28年第2回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

平成28年10月24日（月）午後3時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第11号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
日程第 5	議案第12号	平成27年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第13号	平成28年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第 7	議案第14号	平成28年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）

午後 3 時 02 分 開会・開議

○議長（合川 哲夫議員） 皆さん、こんにちは。平成 28 年第 2 回の西秋川衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

10 月も半ばを過ぎ紅葉の便りが聞こえる季節ではございますが、暖かい日が続いているのか、今年は紅葉が遅いようでございます。これも地球温暖化の影響なのかなと思っているところでございます。

さて、議員各位におかれましては公私とも御多忙中、本定例会に御参集いただき開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 13 名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） それでは日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は西秋川衛生組合議会会議規則第 79 条の規定により、議長において、7 番折田眞知子議員、8 番嘉倉治議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者からの本定例会提出議案は、議案第 11 号から議案第 14 号までの 4 件でございます。

また、関係議案の資料につきましても配付のとおりでございます。



○議長（合川 哲夫議員） 次に管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） 皆さんおはようございます。本日ここに平成 28 年第 2 回西秋川衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

10 月も半ばを過ぎて、少し寒さを感じさせる季節となってまいりました。また、今年の 8 月、9 月にかけて、台風が次々と日本列島に上陸し、各地で河川の氾濫等による家屋の浸水など、多数の被害をもたらしました。この台風以外にも、先週には鳥取県で大きな地震等があり、改めて被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、本日の定例会に御提案申し上げている案件は、平成 27 年度決算認定及び補正予算等を提出しております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただき、「汚泥再生処理センター整備事業」並びに、「公共施設等総合管理計画」に係る御報告を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案の内容につきましては、順次御説明申し上げさせていただきますが、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

最後に近況について御報告をさせていただきます。

初めに、本年 4 月から実施をいたしました持ち込みごみの搬入状況でございますが、大きな混乱もなく、順調に推移しており、利用された構成市町村の皆様から便利であるとの御意見をいただくなど好評でございます。

次に最終処分場の地下水の水質でございますが、去る 6 月 21 日に開催いたしました「最終処分場の環境保全等に関する網代自治会運営協議会」の環境報告において、

規制値を超える有害物質は検出されていないが、水質調査のモニタリングを強化するために、新たに観測の井戸の設置検討している旨を協議会委員の皆様には御報告をしておりますが、本日、提案の補正予算にその経費を計上いたしましたのでよろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが、挨拶並びに近況の報告とさせていただきます。貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございました。これからの審議をよろしくお願いを申し上げます。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 4、議案第 11 号東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 11 号について御説明申し上げます。

本議案につきましては地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは内容について御説明させていただきます。議案書並びに例規集の 701 ページをごらんいただければと思います。

本件につきましては、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために独立した地位を有する機関として、市町村及び一部事務組合で共同設置している東京都市町村公平委員会に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が加入することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

変更内容につきましては、例規集の 706 ページの別表をごらんいただければと思います。

別表中の「あきる野市の次に西東京市」、「稲城・府中墓苑組合の次に柳泉園組合、多摩六都科学館組合」を加えるものでございます。

附則につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 11 号東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 5、議案第 12 号、平成 27 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 12 号でございますが、地方自治法第 233 条の第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

決算の内容につきましては、会計管理者より説明させますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 会計管理者。

○会計管理者（角田 一君） それでは平成 27 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算書によりまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに歳入につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、決算書の 4 ページ、5 ページをお開きください。

第 1 款負担金の収入済額は 10 億 5,006 万 6,000 円でございます。この負担金は構成市町村からのごみ処理及びし尿処理に係る運営経費に対するものでございます。負担金の算出方法でございますが、ごみ処理経費に係る負担割合は、平等割 10%、利用割 60%、人口割 30%で、し尿処理経費に係る割合は、平等割 5%、利用割 95%でございます。

次に第 2 款国庫支出金の収入済額は 1 億 9,120 万 2,000 円でございます。これは

27 年度のごみ処理施設整備事業及びし尿処理施設の更新に係る汚泥再生処理センター整備事業に対する循環型社会形成推進交付金で、リサイクル施設整備工事及びし尿処理施設の更新に係る支援事業に対する国庫補助金でございます。

次に第3款財産収入の収入済額は186万9,290円でございます。内訳としまして、第1項の財産運用収入は、組合用地の貸付に伴う収入で、第2項の財産売却収入は、廃車する重機等の売り払いに伴う収入でございます。

次に第4款繰入金の収入済額は2億4,926万8,601円でございます。これは西秋川衛生組合施設整備基金及び国庫交付金、年度間調整額からの繰入金でございます。ごみ処理施設建設に関係する事業に充当しております。

次に第5款繰越金の収入済額は4,577万8,617円でございます。

次に第6款諸収入の収入済額は8,181万3,854円でございます。主なものは、ペットボトル、紙類、鉄類などの資源を売却した有価物売却代及び旧秋川衛生組合歳計余剰金でございます。

次に第7款組合債の収入済額は3億7,670万円でございます。これはごみ処理施設整備事業に伴うリサイクル施設整備費に対する財務省からの借入金でございます。

以上、歳入合計の収入済額は19億9,669万8,362円でございます。予算現額に対する収入割合は100.6%でございます。

続きまして歳出でございます。6ページ、7ページをお開きください。

第1款議会費の支出済額は80万1,626円でございます。主な支出は議員報酬などの経費でございます。

次に第2款総務費の支出済額は2億5,908万2,253円でございます。主な支出は、職員の人事管理経費、組合の管理経費、各種負担金などでございます。

次に第3款廃棄物処理費の支出済額は15億1,561万3,095円でございます。主な支出は熱回収施設の運営維持管理業務委託料、資源化処理業務委託料及び有価物売上手数料等のごみ処理管理経費、最終処分場の処理経費、し尿処理施設の管理経費、そして5年間の最終年度となったごみ処理施設整備事業経費などでございます。

次に第4款公債費の支出済額は9,936万7,735円でございます。これは過去の事業実施の際、借り入れた起債に対する元利償還金でございます。

次に第5款予備費の支出はございませんでした。

次に第6款諸支出金の支出済額は、978万360円でございます。



これは平成27年3月31日をもって解散した旧秋川衛生組合が27年3月末までに支払われなかった執行額でございます。

以上、歳出合計の支出済額は18億8,464万5,069円でございます。予算現額に対する執行率は約95%でございます。

歳入歳出差引残額は、1億1,205万3,293円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

なお、附属書類であります歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。嘉倉議員。

○8番（嘉倉 治議員） 1点だけ確認と言いますか、ちょっと違和感を感じたんで質問させていただきたいんですけど、今の説明のページ、6ページ、7ページの中の決算支出済額がですね、18億8,400万に対して、不用額が、9,900万という、割合からすると公債比率と同じぐらいになるんでしょうか。これに関しては意見書の中にも不用額9,962万6,931円については効率的な施行、経費の節減、契約差金とか、さまざまな多様な理由があるだろうと思うが、的確な決算見込み額のうんぬんと、書かれています。やはり当初の見積もりをもう少し厳しくやっていないといけないのかなというふうに感じるんですけども、次年度にはどのように活かされるのかなということをまずお聞きしたいと思います。

今回はこれはこれで致し方ないと思うんですけども、本来公債比率と同じ額にね、不用額が出るということ自体が非常に不自然かなというふうに思ったものですから、その点、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 不用額につきまして議員さんがおっしゃる的確な見積りや減額補正がなぜできなかったのかということでございますが、ごみ処理及びし尿処理業務に係る、業務委託料並びに修繕料につきましては、流動的な経費でございます。このため執行見込み額がつかめず、定例会での減額補正はできなかったところでございます。

しかしながら、不用額が明らかになった経費につきましては、減額補正を行うことで、構成市町村の財政負担の軽減に努めてまいりたいという考えでおります。

来年度につきましては、今年度のことを踏まえまして、厳密に精査して予算計上をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 嘉倉議員。

○8 番（嘉倉 治議員） 今の局長の説明でよくわかりました。流動的なことでなかなか見積もりしづらい部分があったということですね、減額補正とかするのであれば、この西秋川衛生組合自体がですね、年に大体定例会が2回程度でしょうかね。必要とあらば、臨時会を開くなどのですね、処置をとっていただければというふうに思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質疑はありませんか。山根議員。

○2 番（山根トミ江議員） 2点ほどちょっと教えてほしいことがあるんですけども、最初に21ページのところですね。放射線測定器校正業務委託料というのがあるんですけども、これはどういうことなんでしょうかね。測定をだれかに委託しているか、そういうことないんでしょうか。ちょっと内容を教えてください。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 放射線の測定器校正業務でございます。こちらにつきましては平成23年に当組合で、富士電機製のNTC7型のシンチレーションサーベイメータを金額といたしまして、45万4,650円で購入いたしました。

購入費用でございますが、東京電力の賠償補償金という制度がございまして、翌年の24年度に賠償請求をいたしまして金額については全て補償で賄えているところでございます。

またこの校正でございますが、年1回測定器の制度を保つために行っている業務委託でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員。

○2 番（山根トミ江議員） ちょっとごめんなさいね、よくわからなくて。放射線の測定をどこかに委託しているということで理解してよろしいんですか。もしそうであれば特に異常はないということでもよろしいですか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 申しわけございません。測定につきましては、月2回

やっておりましたが、近年放射線量につきましても安定してきたという言葉が適切かどうかわかりませんが、数値が下がってまいりました。そんなようなことで今、月1回組合職員がここの高尾清掃センター、それと最終処分場の敷地内の放射線量を計測しているところでございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員。

○2番（山根トミ江議員） わかりました。今は安定しているということですのでね、安心いたしました。

もう一つ、ちょっとよくわからないところがありまして、27ページなんですけども、一番上の方に1309汚泥再生処理センター整備に係る発注支援業務委託料、これはどういう内容なのか、もう少し具体的に教えていただけますか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 決算書の27ページの汚泥再生処理センター発注支援業務委託料でございますが、こちらの業務につきましては事務報告書をお持ちの方は22ページをお開きしていただければと思います。

22ページの下段にも整理されておりますが、汚泥再生センター整備工事の請負事業者を選定するに当たりまして、汚泥再生センターの整備事業、総合評価一般競争入札に即した整備工事の発注などに関連する知識、ノウハウ、経験等を有する事業者に技術的、専門的な支援や、総合評価一般競争入札に係る一連の業務を委託したところでございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。折田議員。

○7番（折田眞知子議員） 決算書、ページ、17ページの歳入の関係です。諸収入のところ、有価物売却代というのがございます。これの中には炉底、炉の底から出るメタルなどは入っているのでしょうか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） こちらに整理されてます有価物売却代でございますが、資源として回収したものだけでございます。炉から出たメタル等の有価物につきましては、熱回収施設の運営事業者との業務委託契約の中で委託事業者が売却して、その代金を委託料と相殺するような仕組みになっているところでございます。要は売電収入と同じ仕組みで委託料で相殺という形になっております。

○議長（合川 哲夫議員） 折田議員。

○7 番（折田眞知子議員） ちなみにその明細というのは特には示されることはないんでしょうか。年度によって変わったり、いろいろ変化もあるかなというふうに思うんですけども。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 明細につきましては委託料の請求は四半期ごとの請求になります。その都度、有価物の売却代、売電収入はいかほどあったかなどが整理された請求に内訳が添付してまいります。

○議長（合川 哲夫議員） 折田議員。

○7 番（折田眞知子議員） すいません。その委託の関係なんですけれども、委託契約というのはどういう契約になっているのでしょうか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 運営維持管理業務委託料でございますが、契約議決時に内容を組合議員の皆さんには御説明差し上げていますが、ごみ処理施設は建設、並びに運営維持管理を一括して契約しております。

運営維持管理業務委託につきましては、平成 26 年度から 45 年度までの契約となっております。ただし、契約額については年間の委託料金が提示されていますけども、ごみ処理量、物価上昇または、先ほどご説明した売電収入ですとか、有価物の売却代等は変動いたします。ですから契約で提示されている額がイコール請求額というふうにはなっておりません。流動的な経費を踏まえた内容で運営事業者と契約しておるところでございます。

○議長（合川 哲夫議員） 折田議員。

○7 番（折田眞知子議員） 覚書という形ですか。それとも何か、その辺もちょっと詳しく教えてください。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 契約書において整理されているところでございます。たとえば物価上昇に合わせて委託料を改定するというような一言も入っております。

○議長（合川 哲夫議員） 折田議員。

○7 番（折田眞知子議員） 例えばなんですけれど、そのメタルの売却代金も、かなりそのときどきで上下変動がかなり激しいようなんですね。それがその当初の覚書で契

約されているのか、それともその時価というんですか。そういったものの契約になっているのか。そのあたりですとか、売電もさまざま時期、その他によって変動があるかと思うんですけれど、そういったことがどういった契約になっているのかをちょっと知りたかったんですが。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 売電につきましては発電量等により流動的でございますので、当然年間違ってきますので、契約は変動料金となっており、有価物につきましても同じようなことで整理されております。

○議長（合川 哲夫議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） これもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 12 号、平成 27 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決しました。

◇

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 6、議案第 13 号、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について及び日程第 7、議案第 14 号、平成 28 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 1 号）の 2 案を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま一括上程されました議案第 13 号及び議案第 14 号について御説明申し上げます。

議案第 13 号につきましては、平成 28 年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を 5,000 万円減額するものでございます。

次に議案第 14 号につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ 5,609 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 13 億 8,149 万 7,000 円とするものでございます。

各議案の内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

まず議案第 13 号、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてでございます。

議案書の表中、変更前の負担金の合計は 9 億 8,950 万 4,000 円で、5,000 万円を減額し、変更後の負担金の合計を 9 億 3,950 万 4,000 円とするものでございます。なお、この減額の要因につきましては、前年度繰越金を追加したことによるものでございます。

次に構成市町村別の変更額は、あきる野市が 3,555 万円、日の出町が 845 万 9,000 円、檜原村が 239 万 7,000 円、奥多摩町が 359 万 4,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

恐れ入りますが議案書の次のページの別紙をごらんいただきたいと思ひます。

ごみ処理に係る負担金の変更後のそれぞれの構成市町村の負担金の額及び負担割合等について表記載のとおりでございます。

次のページの別紙はし尿処理に係る負担金でございますが、変更はございません。また別紙の裏面にはごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式をそれぞれ記載しておりますので参考にいただければと思ひます。

次に、議案第 14 号、平成 28 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 1 号）について御説明させていただきます。

議案書の予算説明書、8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず初めに歳入について御説明させていただきます。

（款）01 負担金でございますが、議案第 13 号で御説明したとおり、ごみ処理に係る構成市町村の負担金を 5,000 万円減額するものでございます。構成市町村の内訳は説明欄の記載のとおりでございます。

次に、(款) 05 繰越金は前年度繰越金を追加するもので、平成 27 年度の繰越額から、当初予算計上額の 600 万円を差し引いた 1 億 605 万 3,000 円を追加するものでございます。ごみ処理及びし尿処理に係る繰越金の内訳は、説明欄のとおりでございます。

次に(款) 06 諸収入の 4 万 2,000 円でございますが、説明欄をごらんください。29 地方公務員災害補償基金負担金確定還付金は、概算払いをしている負担金の額が確定したことに伴う還付金でございます。

次に 10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出について御説明いたします。

まず、(款) 02 総務費、(目) 01 組合事務所費の補正額は 2,844 万 7,000 円でございます。では説明欄をごらんください。

2503 西秋川衛生組合施設運営基金積立金は、平成 45 年度までの長期包括契約をしておりますごみ処理施設運営維持管理業務委託の年度間委託料の平準化を図る目的で積立を行っており、構成市町村と協議の上、追加補正をするものでございます。

次に(款) 03 廃棄物処理費、(目) 02 最終処分場施設管理費の補正額は 414 万 8,000 円でございます。

備考欄 1395 第 2 最終処分場地下水モニタリング調査業務委託料は、最終処分場の地下水水質のさらなる安全性を確認するために、新たに「地下水観測井」を設置し、地下水のモニタリング調査を継続していく経費を補正するものでございます。

次に、(目) 04 し尿処理施設管理費の補正額は 2,350 万円でございます。では説明欄をごらんください。

2501 西秋川衛生組合施設整備基金積立金は、平成 28 年度から平成 30 年度に実施する汚泥再処理センター整備費に充当するため積立をするものでございます。

以上、議案第 13 号及び議案第 14 号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(合川 哲夫議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第13号、平成28年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(合川 哲夫議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長(合川 哲夫議員) 続いて、議案第14号、平成28年度西秋川衛生組合会計補正予算(第1号)の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(合川 哲夫議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長(合川 哲夫議員) 以上をもちまして平成28年第2回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第2回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。

御協力大変ありがとうございました。

午後3時43分 閉議・閉会

————— ◇ —————



地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 合 川 哲 夫

西秋川衛生組合議会議員 折 田 眞知子

西秋川衛生組合議会議員 嘉 倉 治